

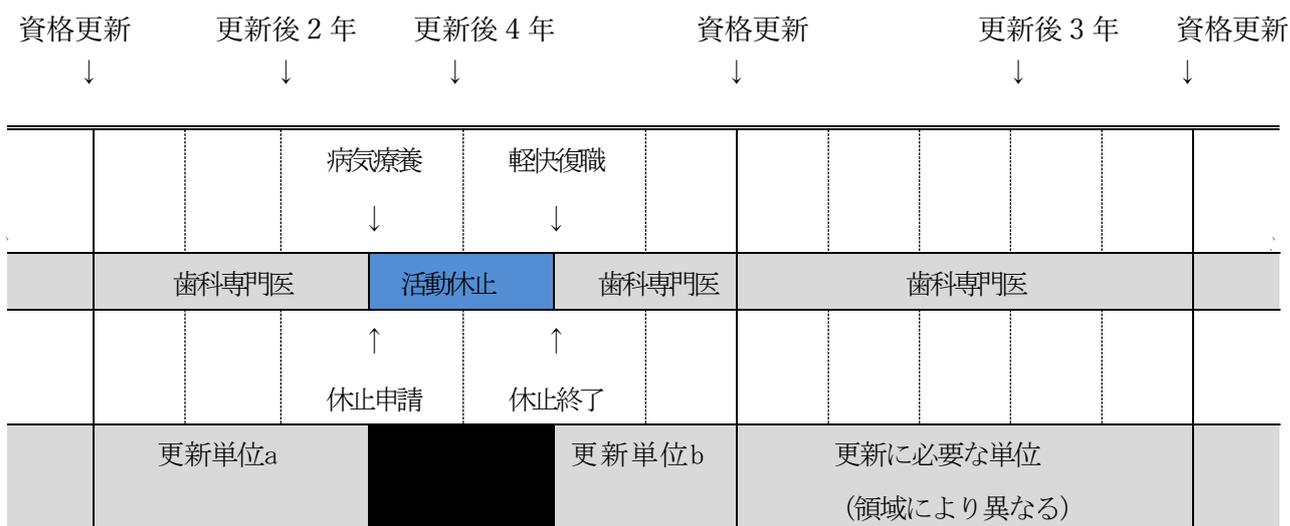
歯科版 特定の理由のために専門医の更新ができない場合の対応

I. 特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために歯科専門医の更新ができない場合の対応においては、以下に示す方法で適宜定めること。

I-1. 完全に活動・自己学習ができない場合（図は病気の例、留学も該当する）

活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、各領域学会又は連携して運営する合同委員会（以下「各領域学会等」という。）及び本機構専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。休止期間中は歯科専門医資格を休止という形で保有できるが、活動は停止することとし、同期間中は歯科専門医と称することができない。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められない。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められるが、1年ごとの申請を延長することも可能である。途中月単位での切り上げは当面認めないので計画的な申請をしなければならない。以降、休止の延長を希望する場合は延長申請を1年ごとに行う。休止期間は原則5年を上限とする。

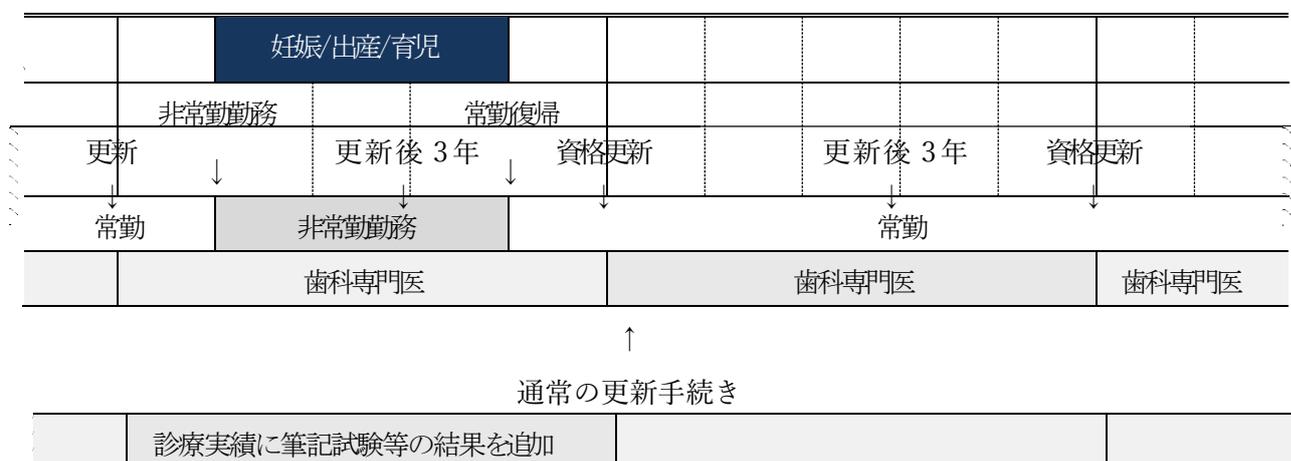
休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要がある。休止期間明けの更新後は5年ごとに次の更新をすることになる。



更新3年後に療養のため活動を休止し、2年の活動休止期間を挟んで復職した場合
 更新に必要な単位(領域により異なる)=a+b
 活動休止期間の上限は5年間

I-2. 活動は困難だが自己学習ができる場合（図は妊娠/出産/育児の例）

歯科専門医更新基準のうち、領域別診療実績の基準を満たすことが不可能でも、共通研修、専門領域研修および学術業績の更新基準を満たすことができる場合は、次回更新時に各領域学会等及び本機構専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、領域ごとに定める筆記試験等の実施によって診療実績の不足分を補うことができる。筆記試験等やその合格基準は、各領域学会等で作成し、専門医認定のための筆記試験の一部を更新のための試験として行うことも可能とする（e-testing も含む）。-



常勤で1年勤務後に妊娠出産のために非常勤で3年間勤務し、その間定期的な診療活動が行なえずその後常勤となった場合

5年間の診療実績に筆記試験等の結果の追加が可能

I-3. 更新の猶予について

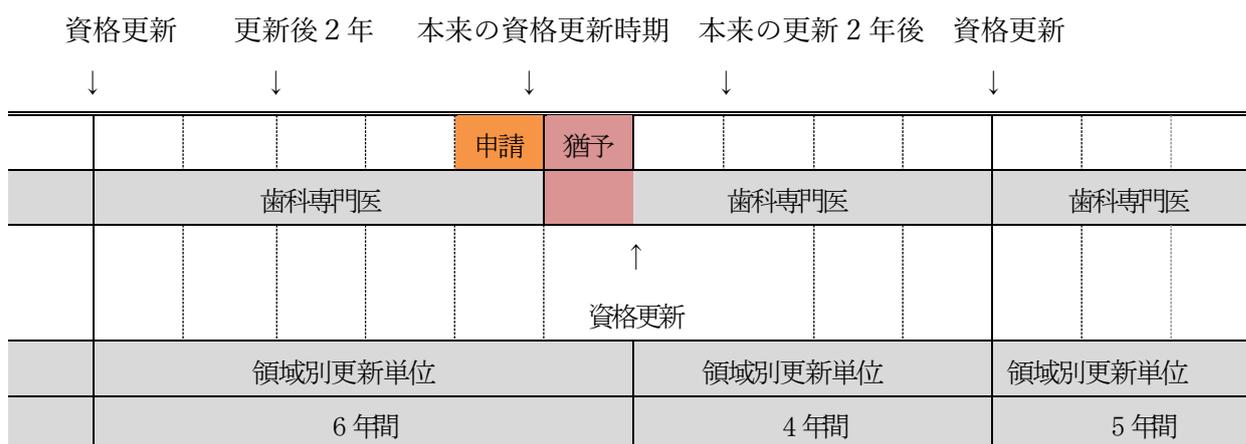
更新猶予申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、各領域学会等及び本機構専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会で審査／承認された場合、1年間更新を猶予することができる。更新猶予の申請は、更新期限を過ぎる前に行わなければならない。猶予期間中も歯科専門医資格を維持することができる。この場合、通常5年のところを6年目で更新できることになる。この場合の新たな更新期間は、当初の更新予定時から5年間の認定期間として更新認定となるため、実際の更新時からは4年間ということになる。共通研修は4年間で10単位を取得する。その後は5年ごとの

更新となる。

また、公的機関での専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明及び更新猶予申請書を提出し、各領域学会等及び専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会で審査／承認されれば更新猶予を与えることを可能とする。この場合も、更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請をしなければならない。猶予期間についてはその都度決定する。

公的機関の一例は下記の通りである。

- ・ 国立研究機関、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA） 日本医療研究開発機構（AMED） 国立感染症研究所等
- ・ 行政機関
- ・ 国連、国際機関等
- ・ 教育機関（医療、福祉、保健、教育）、福祉療育施設



1 年間の更新猶予後に更新を行った場合

猶予期間中も歯科専門医資格を維持できるが、猶予後の専門医期間は 4 年間となり、次回更新のためには 4 年間で領域別必要単位及び共通研修 10 単位を取得する。

II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

I 以外の何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、歯科専門医資格の更新ができない場合には、更新期限を過ぎる前に更新猶予申請書を提出し、各領域学会等及び本機構専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会で審査を受けることができる。この審査において正当な理由があると認められた場合には、失効後 1 年以内（状況によって延長も可）に更新基準をみたすことで歯科専門医資格を復活するこ

とができる（失効後復活までの期間は歯科専門医ではない。）。

また、過去に学会あるいは歯科専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが各領域学会等で認められ、本機構専門医申請学会評価認定委員会又は本機構理事会が定めた臨時委員会で承認された場合に限り、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記に該当する者は、歯科専門医資格を停止・喪失・取消とする。

資格の停止

- ・各領域学会から資格停止が上申されたとき。

停止の期間：各領域学会における資格停止期間

資格の喪失

- ・各領域学会から資格喪失が上申されたとき。

資格の取消

- ・各領域学会から資格取消の申請があり、日本歯科専門医機構の理事会でこれを承認したとき。
- ・前項にかかわらず、認定歯科専門医の認定申請又は更新申請に虚偽又は重大な誤り等の疑義を認めた場合には、日本歯科専門医機構は当該領域学会に調査を依頼し、その結果に基づいて資格を取り消しすることができる。

IV. 歯科専門医資格の停止・喪失・取消の際の対応

- ・歯科専門医資格の停止、喪失又は取消となった者は歯科専門医登録簿から削除される。
- ・歯科専門医資格の停止、喪失又は取消となった者は歯科専門医認定証を速やかに本機構に返還しなければならない。

V. 更新忘れに対する対応

歯科専門医の更新は歯科専門医自身に管理責任があり、更新忘れによる資格喪失も自ら防ぐことが原則である。

各領域学会は、更新忘れの対策として、該当者（資格更新対象者）に対し更新締め切

り3ヶ月前までに情報提供を必ず行うこと。

情報提供の様式は各領域学会等で適宜定めること。

歯科専門医が上記の情報提供にもかかわらず、更新を忘れ、資格喪失後1年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して1年間の更新猶予申請を行うことができる。原則として更新猶予の事後申請は受け付けられないが、各領域学会等で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断された場合には上記Ⅱの審査対象となる。

上記情報提供にもかかわらず、資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなす。ただし、各領域学会等での個別の調査と審議を経た上で、本機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合がある。